

平成 23 年 7 月 11 日

出版者への権利付与に関して

社団法人 日本書籍出版協会

1. 現在の状況

- 出版者は出版物の制作・流通を行うことによって、従来から著作物等の伝達者としての役割を担ってきた。
- 誰もが容易に情報発信できるようになったデジタルネットワーク社会においても、依然、出版者が発行した出版物が重要な位置を占めている。

2. 出版者に権利がないための問題点

- デジタルネットワーク社会の負の側面として、出版物の違法な複製・配信の横行がある。違法複製は紙媒体の出版物でもあることだが、デジタルでは瞬時に大量複製・配信が可能であり問題がさらに深刻になっている。これにより著作者の権利が守られなくなるとともに、出版者のビジネスに悪影響を及ぼしている。
- 出版物の利用促進のためには、個々の出版物の成り立ちを把握している出版者の関与が欠かせない。しかしながら、当該出版物にさえ法的な権利の裏付けがないため、十分な利用促進が達成できる環境にない。このことは特に出版物のデジタル配信において顕著である。

3. 権利付与の必要性について

- 出版者への権利付与によって、著作物の複合体である出版物の権利処理においては、著作者の意向を正確に反映した出版者に主体的な権利処理を行うインセンティブが与えられ、出版物のより円滑な流通が可能になり、著作者の利益につながる。
- 個々の著作者が対応せざるを得なかった権利侵害についても、出版者が自ら迅速かつ実効性のある実質的な対応ができるようになり、結果として著作者の権利保護に寄与する。
- 出版者の投資回収の保護を図ることで、より積極的な投資を誘導し、電子書籍販売の伸張等、出版コンテンツの豊富な流通が実現できる。その結果、著作者の創作基盤が安定し、知の拡大再生産が実現していく。
- 契約やビジネス慣習が近代化し、著作者・出版者間の相互理解・協力関係が一層強化され、国際的競争力の強化にもつながる。デジタルネットワーク社会での出版文化の維持発展のために、出版者の権利は必要不可欠なものである。

4. 付与されるべき権利の内容

保護の対象 : 発行された出版物、当該出版物の制作のために生成されたデータ及び当該出版物から派生したデータ。

保護の享受者 : 上記出版物を発意と責任をもって発行した者。

保護の始期 : 当該出版物が発行されたとき。

権利の範囲 : 複製権、譲渡権、貸与権、公衆送信権（送信可能化を含む）。

以 上